

自治会除雪の助成制度について

新潟市 西区役所 建設課

新潟市では、国、県、市が除雪を計画している道路以外の市道、法定外道路、私道、農道を、自治会や町内会が除雪業者に依頼して除雪・排雪作業をし、その費用を支払った場合、助成のための報奨金を交付しますのでご利用ください。

1 助成の対象となる道路

国・県・市が除雪する道路以外の市道、**法定外道路**、**私道**、**農道**

※除雪計画路線図は、西区役所建設課（維持係）、西区各出張所・連絡所で閲覧できますので、ご確認ください。

※アパートやマンションの敷地内通路や駐車場は対象外です。

2 助成の適用基準

【除雪】区において10センチメートル以上の積雪で市道除雪を行った場合

【排雪】交差点や路肩に堆雪した雪により、通行可能な幅員の確保が困難な場合

3 報奨金の交付

除排雪方法	報奨金の額
除排雪機械（グレーダー、ブルドーザ、ショベルカー等）で除排雪をしたとき	①市道除雪の場合 <u>市の基準額の全額</u> ②私道・農道・法定外道路除雪の場合
農家組合が農業用トラクターで除排雪をしたとき	同一路線の1回目……… <u>市の基準額の2分の1</u> " 2回目以降……… <u>市の基準額の4分の3</u>
排雪運搬用トラックで排雪をしたとき	<u>市の基準額の全額</u>
※いずれも、安全確保のために誘導員または補助員を付けた場合も含みます。 ※「市の基準額」は、市が別に定める基準により計算した道路除排雪費です。 ※「市の基準額」と「自治会が業者に支払った額」とを比較して、いずれか小さい額により計算した報奨金を支払います。 ※100円未満の端数は切り捨てます。	

【注意事項】

- (ア) 自治会で費用を支払った場合に限りです。(個人で業者等に依頼したものは対象になりません。)
- (イ) 機械による除排雪に限りです。(人力は対象になりません。)
- (ウ) 除排雪機械のレンタル料は対象になりません。
- (エ) 除雪作業時間は、除雪機械の置き場から除雪実施場所までの行き帰りに掛かる時間(回送時間)も含む機械の稼働時間となります。
- (オ) 排雪時間は、雪の積込みから排雪の運搬時間とします。(待機時間は含めません。)
- (カ) 除排雪終了後、作業の有無・作業時間等の確認をお願いします。
- (キ) 市が定めた基準額を限度額とします。(自治会で業者に支払った額が市の定めた額より少ないときは、自治会で業者に支払った額により計算した額を交付します。)
※市の定めた基準額の算定に用いる延べ作業時間に1時間未満の端数が生じたときは、
- | | |
|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none">・ 15分未満は切り捨て・ 15分以上45分未満は30分・ 45分以上は1時間 | } とします。 |
|---|---------|
- (ク) 報奨金の額は100円未満の端数は切り捨てます。
- (ケ) 市の定めた昨年度の基準単価は公開しますので、お問い合わせください。
なお、昨年度の基準単価は今年度の基準単価と異なりますので、除雪業者を選定する際等のあくまで目安としてください。
また、「市の定めた基準単価」を知りたい場合は、業者から除雪機械の名称(種別)、大きさ(規格)、自社の機械かどうかを聞き取ってお問い合わせください。
例) 種別…「スノーローダ」「除雪ドーザ」といった名称
規格…「0.5m³級」「0.5t級」といった機械の大きさ
- (コ) 農業用トラクターによる除雪作業について
自治会が農家組合(個人は除く)に依頼し、農業用トラクターで除雪作業を行い、その費用を支払った場合も報奨金を交付します。(安全管理面等を考慮し、個人に依頼した除雪は対象外とします。)
農業用トラクターによる除雪を行う場合は、除雪を実施する前に「トラクター除雪事前登録届」を提出してください。(毎年度、除雪実施前に1回提出してください。)
除雪作業後に提出していただく実績報告書の余白に、必ず車両登録番号の記入をお願いします。

4 手続き

(1) 提出書類(※同一路線について1回除雪するごとに作成してください。)

・ **各様式の提出は電子メールでも受け付けます。**

※ 様式・記載例は新潟市ホームページからダウンロードできます。

新潟市トップページ>暮らし・手続き>区の暮らしに関する情報
>西区の暮らしに関する情報>生活全般>西区コミュニティ除雪等助成について
もしくは「新潟市 西区 自治会除雪」などで検索ください。

ア **自治会除雪実施報告**

自治会除雪を実施した場合は、3日以内に電話やメール等にて西区役所建設課へ
ご一報ください。

イ **自治会除雪実績報告書**

記載漏れや誤りがありますと報奨金の支払いが遅れることがあります。

除雪機械の種類、作業時間、金額についてお間違えのないようご注意ください。

【添付書類】

① **除雪した道路を赤色で示し、延長幅員を記入した町内の路線図** (住宅地図可)

② **自治会が負担する経費の請求書または領収書もしくは振込明細書の写し**

※請求書の写しを添えて報告した場合は、自治会に報奨金が交付された日から
起算して20日以内に、領収書または振込明細書の写しを提出してください。

③ **除排雪の作業時の写真(日付入り)**

※1回の申請で、除雪状況写真1枚を添付してください。

※除排雪で使用する車輛のナンバーが確認できるように撮影してください。

(車輛を複数台使用する場合は、車輛ごとに撮影してください)

※夜間の作業などでナンバーがはっきり確認できない写真でも可とします。

④ **委任状**

自治会の代表者と報奨金振込口座の名義人が違う場合は委任状が必要です。

1回目の実績報告時に提出してください。

⑤ **通帳(表紙をめくり、店名・名義・口座番号の印字のあるページ)の写し**

振込先の口座名義人の記載が不完全により振込できないことがあります。

振込み事故を防ぐために、1回目の実績報告時に提出してください。

※④委任状・⑤通帳の写しにつきましては、西区地域課へ「自治会等口座振替申込書」を届出済で「自治会除雪助成」を対象とされている場合は、提出不要です。

(2) 提出先及び期限

提出書類	提出先	提出期限
ア 自治会除雪実施報告	西区役所建設課 管理係	自治会除雪実施後、3日以内
イ 自治会除雪実績報告書		実施月の月末まで ※月末を過ぎてしまってもその月分の報告は提出できます。ただし必ず年度内にはご提出ください。(期限を超過した場合は、原則受付不可)

※報奨金の支払は、基本的に実績報告書を提出した月の翌月末日になります。

5 お問い合わせ

- (1) 道路の除排雪をする場合は、車や通行人に十分注意し、誘導員をつけるなどしてください。
- (2) 助成対象路線として認められない場合は、報奨金は交付できません。助成対象路線などご不明な点は、除雪作業実施後ではなく、必ず事前にお問い合わせください。

<問い合わせ・提出先>

〒950-2097

新潟市西区寺尾東3丁目14番41号

西区役所 建設課 管理係

電話：025-264-7661（直通）

メール：kensetsu.w@city.niigata.lg.jp